

茂原銘産品等認定申込要項

1. 目的

地場産業振興の一環として、優れた本市生産品を茂原銘産品に認定し、広く市内外に紹介・宣伝することにより、市内産業の振興に寄与するとともに、郷土愛の精神と市民意識の高揚を図ることを目的とする。また茂原銘産品を通し、インバウンドをはじめとする観光客へ当地域の魅力を伝え、観光需要の活性化と来訪者のエンゲージメントを高める。

2. 主催

茂原銘産品認定委員会（茂原商工会議所内）

3. 選定方法

茂原銘産品等認定委員会は、茂原銘産品エントリーシート（以下「エントリーシート」という）と現品により審査を行なう。また事前に市民投票を行い、本審査の参考項目とします。

4. 銘産品認定期間

3年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

5. 認定種別・選定品目

○初年度認定数 以下A～D合計20品目程度、E20品目程度

※その後毎年追加募集を行います。

○部門 A：和菓子 B：洋菓子 C：食品加工品

D：民芸・工芸・工業製品 E：一品料理

6. 申込可能数

申込数は部門を問わず1事業所1品目のみ

※販売価格の下限上限はありません。

7. 申込要件

★①～③はいずれかに該当、④～⑭は全てに該当した場合のみ申し込みを受付致します。

○生産に関すること

- ① 市内で生産したものであること
- ② 商品の原材料の主要な部分が市内で生産されたものであること
- ③ 市内で製造・加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことによる相応の付加価値が生じているものであること
- 販売に関すること
- ④ 市内に事業所があること（いつでも同じ場所で購入できる）
- ⑤ 既に市販されているもの（令和5年12月31日以前より販売）
- ⑥ 消費者がいつでも注文・購入可能なもの（季節限定商品は可）
- ⑦ 一般的に定評があるまたは伝統があるもの
- その他
- ⑧ 申し込み時点において茂原商工会議所の会員であること
- ⑨ 認定後に行われるPRイベントに協力することができる
- ⑩ 観光土産品の表示に関する公正競争規約等関係法令に違反しないもの
- ⑪ 申請商品の製造、加工等に関する各種政令（店舗営業許可、食品衛生責任者等）の資格要件を満たしていること
- ブランド・取り組みその他
- ⑫ 事業の広がりや新たな需要を喚起できること
- ⑬ 市のブランドイメージアップに資する商品であること
- ⑭ 苦情または事故等の速やかな報告ができ、責任をもった的確に苦情等に対処できると

8. 選定基準

銘産品選定は次の項目により審査する。また、市民投票結果を審査に加味し選定を行う。

- (1) 郷土色豊かで郷土を代表するもの
- (2) 品質が特に優れ、ある程度保存しうるもの
- (3) 将来性及び市場性のあるもの
- (4) 生産品のデザインが優れているもの
- (5) 包装が優れているもの
- (6) 価格が適正であるもの
- (7) 市民に根付いているもの
- (8) 地場産品を原料としているもの
- (9) その他名産品にふさわしいもの

9. 主な選定スケジュール

- ・市民投票 3月1日～3月14日（予定）
- ・現品審査 3月中旬
- ・お披露目PRイベント 令和6年のゴールデンウィーク 実施予定

10. 申込方法について

(1) 申込方法

- 下記提出書類にて、茂原商工会議所までお申し込みください。

(2) 提出書類

1. 銘産品エントリーシート

※銘産品エントリーシートは、茂原商工会議所窓口のほか、HPよりダウンロードできます。

2. 商品のパンフレット等資料

※上記がない場合は商品が分かる写真（パッケージの写真・商品の写真）

3. 店舗（加工場）の各種営業許可証（写し）

4. 食品衛生責任者（又は食品衛生管理者）の受講終了証（写し）

※本審査の商品提出については申込後あらためてご案内致します。

※商品提出時は各事業所で必要数をご用意ください。なお、食品については試食審査を実施予定のため、返品はいたしかねます。

(3) 申込先・お問合せ

〒297-0026 茂原市茂原443 茂原商工会議所 茂原銘産品認定事務局

TEL 0475-22-3361 メール info@mobara-cci.or.jp

(業務時間8:45~17:15 土・日・祝日休業)

※直接窓口でお申込みの場合は業務時間内にお越しください。

(4) 申込期間 令和6年2月1日(木)~2月29日(木)